

小牧市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する
要領

〔 令和 5 年 3 月 2 8 日 〕
〔 4 小建第 2 7 4 8 号 〕

(目的)

第 1 条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定による管理計画の認定の申請（法第 5 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(認定申請)

第 2 条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 0 号。以下「省令」という。）第 1 条の 2 第 1 項の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支援サービスによらないで認定申請をする場合は、第 1 号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証

(2) 表明保証書（様式第 1）

2 省令第 1 条の 2 第 2 項の規定により市長が不要と認める書類は、同条第 1 項各号に掲げる書類とする。ただし、前項第 1 号に掲げる書類を添付しない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第 3 条 認定申請をした者又は法第 5 条の 7 第 1 項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。